評価調査結果要約表

<table>
<tr><td colspan="3">１．　案件の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">国名：ベトナム</td><td>案件名：都市計画策定・管理能力向上プロジェクト</td></tr>
<tr><td colspan="2">分野：総合地域開発計画</td><td>援助形態：技術協力プロジェクト</td></tr>
<tr><td colspan="2">所轄部署：経済基盤開発部
都市・地域開発第一課</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">協力期間</td><td rowspan="2">(R/D)：2009 年 3 月～2012 年 5 月
(延長)：</td><td>先方関係機関：建設省、同省ベトナム建築・都市農村計画研究所、都市開発庁</td></tr>
<tr><td>日本側協力機関：国土交通省</td></tr>
<tr><td>(F/U) ：</td><td>他の関連協力：</td></tr>
<tr><td colspan="3">１－１　協力の背景と概要
ベトナム国(以下「ベ」国)では、急速な経済発展にともなって全国的に都市化が進み、ハノイ市やホーチミン市のような大都市においては、農村地域からの急激な人口流入、住宅不足、違法建築の横行、交通渋滞、水不足、環境悪化等が複合的に絡み合い、都市問題として顕在化してきている。このままの状態で経済発展が進展すれば、このような都市問題は大都市のみならず、他の中小都市においても近い将来顕在化することは必至であり、適切な都市計画の策定とその管理の必要性が強く認識されてきている。
「ベ」国政府は、2004 年に建設法を施行し、地方人民委員会が都市計画(空間計画)を策定することを義務付けし、その後関連政省令の整備を行った。さらに、「ベ」国政府は建設法等の法律に分散された都市計画関連条文を集約化し、更に新たな条文を加え、2010 年 1 月に新しく都市計画法を施行し、以後、都市計画法施行のための関連法令が整備されているところである。このように都市計画の法制度面の整備が進められているものの、「ベ」国の都市計画策定手法は依然として従来の社会主義計画経済体制時代からのトップダウン型手法が主流であり、近代化が課題となっている。
JICA は 2004 年から 2008 年まで「ハノイ市総合都市開発調査」を実施した。「ベ」国側は特にこの調査のプロセスと成果に注目し、データに基づいた科学的な都市計画策定手法の導入の必要性を強く認識した。
このような状況のなか「ベ」国建設省（Ministry of Construction: MOC）は、都市計画策定・管理手法の近代化から、実務的なマニュアルの整備、地方人民委員会の都市計画担当職員に対する研修コースの立上げまでに至る能力強化の必要があるとして、我が国に対しベトナム建築・都市農村計画研究所(Vietnam Institute for Architecture, Urban and Rural Planning :VIAP)をカウンターパート（C/P）機関とする技術協力プロジェクトの支援を要請してきた。
本プロジェクトは、2009 年 3 月から 2012 年 5 月にかけて、ベトナム都市計画研修センターが新しい都市計画手法に基づき都市計画策定・管理に係る研修コースを実施できるようになることを目的として実施中である。具体的には、都市計画策定マニュアルの作成、都市計画策定マニュアル検証のためのケーススタディ実施、研修コースの整備及び研修講師育成、新しい都市計画マネジメント・ツールの提案、ベトナム都市計画研修センターの設立に係る技術協力を行うものである。
本プロジェクトは現在、1 名の長期専門家(都市計画制度・マネジメント)、業務実施契約によりシャトル型で短期の専門家が複数活動を行っている(チーフアドバイザー/都市・地域計画、都市計画基盤調査・社会調査/ケーススタディ管理、空間計画/土地利用計画、等)。活動は「ベ」国側の手続きの遅れや CP への確実な技術移転を実施するためにケーススタディに時間を要していること等により、全体的に遅れが見られる状況である。</td></tr>
</table>

１-２　協力内容

（１）上位目標

ベトナム都市計画研修センターを通じて、地方人民委員会の職員が自ら都市計画を策定・管理できるようになる。

（２）プロジェクト目標

ベトナム都市計画研修センターが、新しい都市計画手法に基づいて、都市計画策定・管理に係る研修コースを実施できるようになる。

（３）成果

1.都市計画策定マニュアルが作成される（都市計画策定手法の改善）。
2.ケーススタディとして、モデル地方省・都市の都市計画が策定される（都市計画策定マニュアルの検証）。
3.研修講師が育成される。
4.研修コース（カリキュラム/シラバス、研修教材、実施要領）が整備される。
5.新しい都市計画管理手法（マネジメント・ツール）を提案する。
6.ベトナム都市計画研修センターが設立される。

（４）投入（評価時点）

日本側：

長期専門家派遣:17.50 人・月　機材供与:135,417 米ドル
短期専門家派遣:68.24 人・月　ローカルコスト負担:30,975 千円
研修員受入:18 名　第三国研修：1 名
その他:ローカルコンサルタント配置 219.9 人・月

相手国側：

カウンターパート配置:日本人専門家の分野毎の配置、マニュアルチーム 23 名、ケーススタディチーム 22 名、ハイヅォン市（ケーススタディ対象市）13 名
オフィス提供
その他:第一研修室の整備費用

２．　評価調査団の概要

調査者	林宏之　総括　経済基盤開発部都市・地域開発第一課長 荻原達朗　都市計画制度　(財)都市計画協会　専務理事 松原千枝子　評価分析　株式会社シー・ディー・シーインターナショナル 船場玲子　協力企画　経済基盤開発部都市・地域開発第一課	
調査期間	2011 年 4 月 17 日～2011 年 4 月 30 日	評価種類：中間レビュー調査

３.評価結果の概要
３−１　実績の確認 (1)成果１：都市計画策定マニュアルが作成される。 　都市計画策定マニュアル案の主要部分は作成済みであるが、最終版作成に向けケーススタディの経験・教訓に基づき改定作業を行う必要がある。マニュアルに対する期待がかなり高いこと、今後設立される予定の研修教材や研修コースのベースとなる予定であることを考慮すると、カウンターパート自らが主体的かつ積極的に改定作業に携わるならば、成果１は2011年内に達成される見込みである。 　一方マニュアル改定には相当の業務量が求められるため、限られた期間の中で十分な質を保ちつつ改定作業を完了させるには効率的な活動実施方法を工夫する必要がある。 (2) 成果２：ケーススタディとして、モデル省・都市の都市計画が策定される。 　ケーススタディ対象地としてハイヅォン市が選定され、現状分析が終了している。現状分析結果要約、ビジョン及び戦略の案がハイズォン市で2011年4月26日に開催されたワークショップで報告・提示された。これを受け、都市計画策定作業が開始される予定である。既に完了している現状分析は都市計画策定の主要部分を占めるものであることから、成果 2 は数か月以内に達成される見込みである。ケーススタディ実施の目的がマニュアルの試行にあるという観点からすれば、ケーススタディ実施過程でマニュアル改定点が既にいくつか明確になりつつあり、成果２は達成されつつあると言える。 (3) 成果３：研修講師が育成される。 　ケーススタディ実施過程におけるOJTやワークショップ、特定テーマについてのセミナーや、本邦研修を通じて講師候補者の能力向上が図られつつある。成果 3 に関連する活動の多くはプロジェクトの第三年次に予定されており、入念な計画に則り活動が着実に実施されるならば、成果３の達成は可能である。 (4) 成果４：研修コースが整備される。 　研修教材案は既に作成されており、研修コース概要も議論されている。都市計画策定に関する研修教材及び研修実施要領は、改定作業を経た都市計画策定マニュアルに基づき第三年次の試行研修で検証される予定となっている。成果 4 が達成されるか否かは、成果 4 と密接に関連する成果３の達成状況をも勘案しつつ判断されるべきである。 (5) 成果５：新しい都市計画管理手法が提案される。 　都市計画管理に関する現状分析報告書が作成されているところであり、それに基づき議論を経て都市計画管理に関する提案書が作成される計画である。成果 5 に関連する活動を実施する過程で、課題や改善点がより明確になることが期待される。 (6) 成果６：ベトナム都市計画研修センターが設立される。 　都市計画研修センター設立に向け、第一研修室の機材は既に設置済みである。センターの組織等、枠組みや概要についての議論が続けられており、プロジェクトの第三年次にセンター設立がなされる予定である。 (7) プロジェクト目標：ベトナム都市計画研修センターが、新しい都市計画手法に基づいて、都市計画策定・管理に係る研修コースを実施できるようになる。 　センターの組織や機能、権限、人員等の概要に関する議論が続けられている。また、本プロジェクト及びセンターで使用する一部の研修室の施設、機材は整備済みであり、研修教材作成や研修コース整備に向けた取り組みも進行中である。センター実施計画の内容及び実施計画策定・実施の手順についての議論も行われている。議論の過程を通じてセンターの詳細がより明確になることが期待される。 (8) 上位目標：ベトナム都市計画研修センターを通じて、地方人民委員会の職員が自ら都市計画を策定・管理できるようになる。 　ケーススタディを通じてハイヅォン省及びハイヅォン市職員の能力向上が図られつつある。また、2010年10月にベトナム国政府は地方政府管理職職員の都市計画に関する能力向上に注力することを政府決定している。ただ、上位目標やや過大な設定となっているため、達成に至るまでにはいくつもの段階を経ることが必要となる。

３－２　評価結果の要約

(1)妥当性

以下に鑑み、本プロジェクトの妥当性は依然として高いと言える。

・　ベトナム国の第 9 次社会経済開発五か年計画案において、近代的な社会に必要な交通網やインフラシステムの整備が重点分野の一つに位置づけられている。
・　日本政府の対ベトナム国援助政策は事前評価時点から変更はない。
・　詳細計画策定調査が実施された時点と比較して、中規模地方都市の急速な都市化の状況は変わらないか、むしろ加速している。
・　新都市計画法及び関連法令の施行自体が、都市計画の重要性に対する認識の高まりを示すものである。
・　ベトナム国は計画経済から市場経済への移行期にあり、計画経済下での伝統的な都市計画方法論の限界が都市計画プランナーに認識されつつある。本プロジェクトにおいて採用されている新しい科学的な計画手法により、信頼できるデータに基づく計画策定の重要性に対する認識が高まったとして、ほぼ全てのカウンターパートに高く評価されている。

(2)有効性

以下の達成状況に鑑み、本プロジェクトの有効性が担保されていると結論付けるには慎重を要する。

・　これまでの活動実施の遅れにより、講師が教授法及び新しい計画手法を身につけるには集中的な努力が求められる。
・　都市計画研修センターの設立運営の要となる要素にはまだ不明確な部分が残されている。また、センターの概要や設立手順、設立スケジュールについて関係者間で意見、認識が統一されていない。

(3)効率性

以下の諸要素に鑑み、本プロジェクトの効率性は概ね妥当なものである。

・　ベトナム側の手続きに時間を要し、プロジェクトの本格的活動開始が遅れたため、公式のプロジェクト活動全般が遅れている。
・　日本人専門家の派遣期間が短くタイミングも適切でないことがあるため、スケジュール調整が負担になっている他、双方の投入の効率的な活用が妨げられている。
・　ケーススタディがカウンターパートに与えているインパクトはかなりのものである。ケーススタディは当初想定より時間がかかっているが、それはより高い達成レベルに到達するための必要コストと考えられる。
・　本邦研修は参加者に強いインパクトを与えており、その結果、都市計画管理の重要性に対する認識が以前よりも高まっている。
・　都市計画センターの機材は全て既に適切に設置され、管理されている。

(4)インパクト

正のインパクトとしては、現在の都市計画に関する法的枠組みを市場経済への移行期にある現実の都市空間に適用するためにはさらなる改善が必要であることついて認識が高まってきたことが挙げられる。一方、負のインパクトは確認されていない。「ベトナム都市計画研修センターの支援を通じて、地方人民委員会の職員が自ら都市計画を策定・管理できるようになる」という上位目標達成のための外部条件の一つに、「都市計画の策定管理に関する関連制度が改善される」ことが挙げられている。成果 5 の達成によりこの外部条件が満たされるようになれば、本プロジェクトの大きなインパクトと言える。

(5)持続性

都市計画センターの設立は本プロジェクトの第三年次に予定されているため、組織面での本プロジェクトの持続性を判断するには時期尚早である。

都市計画策定マニュアル案がケーススタディの経験に基づく改定を通じて簡便で使いやすいものになれば、プロジェクト終了後も引き続き活用される可能性が高まり、技術面での持続性を証するものとなる。

３−３　効果発現に貢献した要因

プロジェクト目標及び成果の達成に貢献した要因として以下の 3 点が挙げられる。

・　プロジェクト開始の遅れを取り戻すためにカウンターパート及び日本人専門家双方が真摯かつ積極的にプロジェクト活動に取り組んでいること
・　プロジェクトの円滑な実施に向け双方が継続的に調整努力を行なっていること
・　ハイヅォン省、ハイヅォン市がケーススタディに積極的に参加したことにより計画に現場の実情が反映され、都市計画策定管理の改善へ向けた気運が高まってきていること

３−４　問題点及び問題を惹起した要因

・　言語の壁のために通訳配置・調整が必要となり、負担が増していること
・　都市計画の論理及び用語の違いにより、共通理解のベースを築くのに困難が伴うこと
・　情報、データ、地図の入手が困難であること

３−５　結論

５項目評価結果に即してみると、残りの期間でプロジェクト目標を達成するためにはこれまでのプロジェクトの集中的な活動にも増して、更なる努力を要する。日ベトナム双方において活動を集中的に、加速させて行う必要がある。

３−６　提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

(1) 都市計画策定マニュアルの策定

スケジュールに遅れは見られるものの、ハイヅォン市におけるケーススタディからは都市計画策定手法の改善について相当の示唆が得られている。これらを具体化させ、都市計画策定マニュアルに反映させていく必要がある。

VIAP はマニュアルチームとケーススタディチーム間の調整のもと、都市計画策定マニュアルの改訂を開始すべきである。ケーススタディチームはケーススタディの教訓をマニュアルチームにフィードバックし、マニュアルチームがマニュアル執筆を行うべきである。

ケーススタディの経験を反映させたマニュアル第二案は 2011 年 9 月末までに用意されるべきである。さらに、現在のマニュアル案の構成のうち、いくつか焦点を絞った改訂を行うことが必要である。

マニュアルの残りの部分の取り扱いについて、VIAP と日本人専門家との間でさらなる議論が必要である。

(2)ベトナム都市計画研修センターの準備

研修センターにかかる初期アイデアが検討中である。プロジェクト終了後も研修センターが自立的に活動するため、十分な予算を以って、その設立と機能が建設省に認可されるべきである。

研修センター組織化のため、VIAP は建設省と協議のうえ、工程表を準備すべきである。それは中核的な研修講師の公式選定や予算措置などを含むもので、2011 年 6 月末までに作成されることが望ましい。

工程表に則り、日本人専門家が研修教材やカリキュラム、講師用研修等に係る技術的指導を VIAP に対して行う。

2011 年 4 月 28 日に開催された JCC においては、建設省は研修センターの活動継続に向けた支援について確約したところである。

研修教材やカリキュラム等の妥当性検証のため、試行研修の実施が必要である。

(3)新都市計画管理ツールの提案

新しい都市計画管理ツールについては現状の課題分析段階であり、まだ議論は深まっていない。ベトナムの都市計画管理に係る現状については VIAP から日本人専門家に情報提供する必要があり、日本人専門家は外国の事例も踏まえつつ、ベトナムと日本の都市計画管理の実情を比較し、新しい都市計画管理ツールに関する端緒を提示する必要がある。ベトナム側が彼らの具体的なニーズを掘り下げていく上でも、まずは日本人専門家が議論ペーパーを作成することが求められる。

(4)上位目標の修正

中間レビューの実施を通じ、上位目標とプロジェクト目標との間には相当のギャップがあると認識された。現状に鑑みるに、上位目標はプロジェクト実施後３年で到達するには相当困難な内容となっている。ベトナムの地方政府全般を対象としている現在の目標から対象都市を絞り込むなど、プロジェクトは上位目標を設定し直し、PDM を改訂することが求められる。活動や指標についても現状に即した修正が必要である。

(5)機材

供与機材はプロジェクト活動の効果発現のため、適切に使用される必要がある。

(6)プロジェクト管理

VIAP と日本人専門家の間のコミュニケーションは改善されつつあるが、今後も相互協力が必要である。時間のロスを避けるため、双方において、要員計画を明確化し、活動予定を適切なタイミングで共有しあうべきである。2012 年 5 月の終了時期を考慮すれば、活動を実施していくうえで VIAP のさらなる貢献が不可欠であり、VIAP においてもカウンターパートのプロジェクトに対する従事時間を増やすべく見直す必要がある。

３－７　教訓

ベトナム政府から本プロジェクトの承認を得るために相当な時間を要した経緯がある。このため、プロジェクトの開始や進捗、日本人専門家の派遣計画などに大きく影響があった。JICA が詳細計画策定調査を実施する際には、実施機関におけるこのような手続き上の課題についてしっかりと把握しておく必要がある。また、プロジェクトの前提条件をプロジェクト開始前に確認することも不可欠である。